

## 第2部

# 施策の方向と 具体的施策

# I 性別に関わりなくともに活躍できるまち

男女共同参画社会の実現に向けては、男女が対等な構成員として、ともに責任を負い、あらゆる分野の意思決定の場へ参画していくことが必要です。

本市では、講座や相談、イベントの実施、先進事業所の紹介など、男女共同参画社会の形成に向け取り組んでまいりました。しかし、平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、「雇用の機会や職場での賃金・待遇」「社会の慣習やしきたり」「政治（政策決定）・経済活動の場」においては、男女とも“男性が優遇されている（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」をあわせたもの）」と回答した人の割合が高くなっています（＝P. 5, 図表 1）。また、女性の働き方については、「女性は子どもができたらず仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」と回答した割合が最も高く（＝P. 10, 図表 6）、依然として固定的性別役割分担意識\*は高い状況です。

現在、政治・経済活動の場や、意思決定の場においては、その多くを男性が占めています。国際的にみても、日本の指導的地位に占める女性の割合は低い水準です。すべての女性が活躍するためには、男女共同参画意識の醸成や従来の男性的な働き方の見直し、育児・介護等のケア役割の性別による偏りをなくすことが必要です。また意思決定の場において、様々な考え・意見により意思決定ができることは、だれもが暮らしやすいまちをつくるうえで重要な事です。そのためには、まず意思決定の場への女性の参画が必要です。

国においては、平成 32 年（2020）までに、指導的地位に占める女性の割合を 30%程度とすることを目標に掲げ、また平成 27（2015）年 9 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律\*」が施行されるなど、各種取組を進めています。

本市においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行をチャンスに、女性自身への支援に加え、事業主や市民と連携・協働し、ポジティブ・アクション\*などによる女性の登用促進やワーク・ライフ・バランス推進のための啓発、育児や介護への支援、男性の地域活動や家庭生活への参画、女性の意思決定の場への参画を支援します。また、本市においても高齢化が進行しており、約 30 年後の 2045 年には 65 歳以上の高齢者が市民の 3 人に 1 人を占めるようになると推測されています。特に女性の場合、男性と比べて平均寿命が高く、長生きすることから、一人暮らしの期間が長期化する傾向があります。高齢者が加齢によって暮らしにくさを感じたり、疎外感や孤独感を持ったりすることなく、生き生きと暮らせる環境づくりが必要です。そのためにも年齢に関係なく活躍できる、女性の人材の活躍を支援します。

女性の活躍が進むことにより、女性だけでなく、すべての人が暮らしやすい社会の形成につながると考えます。これらの取組により、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女一人ひとりがともに、能力を生かしながら活躍できる社会を目指します。

## 【基本目標 1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する

女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

## 【基本目標 2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

【基本目標1】ワーク・ライフ・バランスの実現と男女平等を推進する

就業は、多くの人にとって生活の経済的基盤を形成するものであるとともに、個々の能力を発揮して社会に関わり社会の活力を担う重要な営みです。性別に関わりなく、働きたい人がその能力を発揮できる社会づくりは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。女性の活躍を阻害する要因として、長時間労働などの男性中心型労働慣行があげられます。

わが国の就業者の多くは、長らくの間、日々の就業時間を自らで調整するという機会に恵まれず、残業や休日出勤の必要性があれば、それらもいともたたくことなく行ってきました。特に男性の場合は、自らの生活（あるいは家庭）を顧みず、仕事に没頭することが「男らしさ」として賛美されてきました。その一方で、女性は家事、育児、介護を一手に担うことが期待され、多くの女性がその期待に応えてきました。しかし、1990年代後半以降、男性の間でも年齢を問わず非正規雇用労働者が増加し、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担は成り立たなくなっています。同時に、わが国の少子高齢化ぶりは先進国の中でも類を見ないほど急速に進行しており、労働力不足が懸念されています。そのような社会にあっては、性別に関係なく、一人ひとりが、社会を支える必要があります。そのためには、就業者一人ひとりのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が必要です。ワーク・ライフ・バランスの実現により、自身の幸福度は高まり、社会にも安定をもたらすことができます。

ワーク・ライフ・バランスがとれた豊かな地域社会を目指して、本市では市民や事業所の協力を得ながら、子育てや介護をしやすい環境をつくり、だれもが安心してワーク・ライフ・バランスを実現できるよう取り組みます。同時に、これまでの男性的な働き方を見直し、女性の結婚や出産を機とした離職を避ける努力をすることで、一人ひとりが理想とするワーク・ライフ・バランスの実現に取り組みます。

1 働く場における男女平等を推進する

| 施策の方向                                               | 番号 | 具体的施策                                                                                                                                                                                              | 担当                                                                  |
|-----------------------------------------------------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ①男性中心型労働慣行等の見直しや女性の参画の必要性、仕事と生活の両立について啓発する<br>★重点項目 | -1 | 事業主に対し、以下の内容について情報提供する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男性中心型労働慣行等の見直しやワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>・ 多様な働き方、多様な働き手のモデル、ダイバーシティ*</li> <li>・ 女性の参画の重要性・必要性</li> <li>・ 男女平等に関する各種法律など</li> </ul> | 同和・人権推進課<br>こども若者企画課<br>商工労働課<br><br>(関係団体)<br>伊丹商工会議所<br>伊丹公共職業安定所 |
|                                                     | -2 | 男女共同参画に積極的に取り組む事業所について、市民に広報する                                                                                                                                                                     | 同和・人権推進課<br>商工労働課                                                   |
|                                                     | -3 | 市内の病児保育施設の複数設置、事業所内保育所の設置を支援する                                                                                                                                                                     | 保育政策課<br>保育課                                                        |

|                                                   |    |                                                                          |                                                                     |
|---------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ②事業主に対し<br>女性の登用や事業主行動計画の策定を支援する                  | -1 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、次世代育成支援対策推進法について事業主に情報提供し、それぞれについて事業主行動計画の策定を支援する | 同和・人権推進課<br>こども若者企画課<br>商工労働課<br><br>(関係団体)<br>伊丹商工会議所<br>伊丹公共職業安定所 |
| ③就 業 し て い る・就 業 を 希 望 す る 女 性 を 支 援 す る<br>★重点項目 | -1 | 就業している・就業を希望する女性のための相談を行う                                                | 同和・人権推進課<br>自立相談課<br>商工労働課                                          |
|                                                   | -2 | 就業している・就業を希望する女性のための相談窓口を周知する                                            | 同和・人権推進課<br>商工労働課                                                   |
|                                                   | -3 | 働く女性のキャリアプランニングに関する学習機会を提供する                                             | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)                                                 |
|                                                   | -4 | 再就職を希望する女性に対し、学習機会を提供する                                                  | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>商工労働課                            |
|                                                   | -5 | 起業支援事業について情報提供する                                                         | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>商工労働課                            |
|                                                   | -6 | 男女平等に関する各種法律などを知らせる                                                      | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>商工労働課                            |
|                                                   | -7 | 女性の職業生活における活躍についての推進計画における協議会の設置について検討する                                 | 同和・人権推進課                                                            |

## 2 生活の場における男女平等を推進する

| 施策の方向                    | 番号 | 具体的施策                                     | 担当                                             |
|--------------------------|----|-------------------------------------------|------------------------------------------------|
| ④性別に関係なく、生活の場における自立を支援する | -1 | 男性を対象に、家事など生活面での自立に必要な知識・技術の情報提供を行う       | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>社会教育課<br>公民館            |
|                          | -2 | 家事や地域活動での役割が偏らないよう、固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)                |
| ⑤家庭での性差に偏らない子育てを支援する     | -1 | 男女がともに子育てに関する知識や技能を得る機会を提供する              | 健康政策課<br>保育課<br>子育て支援課<br>社会教育課<br>公民館<br>伊丹病院 |
|                          | -2 | 保育所・認定こども園などを整備し、待機児童を解消する                | 保育政策課<br>保育課                                   |
|                          | -3 | 育児ファミリー・サポート・センター事業が活用されるよう情報提供する         | 子育て支援課                                         |

|                     |    |                                                                |                                              |
|---------------------|----|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
|                     | -4 | 児童クラブの開設場所・時間・時期などの改善に取り組む                                     | こども家庭課                                       |
|                     | -5 | 多様な保育サービスの充実を図るため、親の就職活動や行事などによる一時預かりについて引き続き実施する              | 保育課                                          |
|                     | -6 | むっこむっくルームなど、親子で参加する場所において、保護者の性別に関わらず訪れやすい環境を整える               | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>子育て支援課<br>公民館         |
|                     | -7 | 育児に関する事業の実施にあたっては、育児における固定的性別役割分担にならないよう、男女共同参画の視点を盛り込む        | 健康政策課<br>こども若者企画課<br>子育て支援課<br>こども家庭課<br>公民館 |
|                     | -8 | 就業している子育て中の家族が市の事業や学校行事に参加・出席できるよう配慮する                         | 健康政策課<br>子育て支援課<br>学校指導課                     |
|                     | -9 | 男性が子どもを連れて外出しても困らない環境を整える                                      | 子育て支援課<br>営繕課<br>施設課                         |
| ⑥家庭での性差に偏らない介護を支援する | -1 | 介護サービスの利用などの相談の際に、ケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について支援者に啓発する | 地域・高年福祉課<br>介護保険課<br>障害福祉課<br>社会福祉協議会        |
|                     | -2 | 介護に関する総合的な相談体制の充実に取り組む                                         | 地域・高年福祉課<br>介護保険課<br>社会福祉協議会                 |

### 3 地域社会における男女平等を推進する

| 施策の方向                                                  | 番号 | 具体的施策                                       | 担当                                                                     |
|--------------------------------------------------------|----|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| ⑦ 地域活動・NPO・ボランティアなどの場において、それぞれの能力を生かした活躍を支援する<br>★重点項目 | -1 | 様々な形の社会貢献や、活動の場などの情報提供を行う                   | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>学校指導課<br>公民館<br>社会福祉協議会 |
|                                                        | -2 | 地域活動での女性のネットワークづくりを支援する                     | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)                                                    |
|                                                        | -3 | 国の交付金などをはじめとする有益な情報を収集し、情報提供する              | 同和・人権推進課                                                               |
|                                                        | -4 | PTA活動やボランティア活動の経験者が、年齢や立場を超えて、能力を生かせるよう支援する | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>学校指導課<br>公民館<br>社会福祉協議会             |

|                              |    |                                                      |                                                               |
|------------------------------|----|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
|                              | -5 | 地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を積極的に提供する                     | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>公民館<br>社会福祉協議会             |
| ⑧地域で活動する団体へ女性の参画や男女共同参画を啓発する | -1 | 女性の地域活動への参画の重要性・必要性について市民へ啓発する                       | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>公民館<br>社会福祉協議会             |
|                              | -2 | 地域で活動する団体などへ女性のリーダーとしての参画や委員の性別が極端に偏らないよう配慮することを啓発する | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>公民館<br>社会福祉協議会 |
|                              | -3 | 地域活動における慣行などで固定的な役割分担によるものについて、広くその見直しを呼びかける         | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>公民館<br>社会福祉協議会 |
| ⑨地域において性差に偏らない子育てや介護を支援する    | -1 | 子どもが安全に安心して過ごせる居場所の情報提供など、世代を超えた市民・地域ぐるみでの子育て活動を支援する | 子育て支援課<br>社会教育課                                               |
|                              | -2 | 育児や介護におけるケア役割が偏らないよう男女共同参画の視点や固定的性別役割分担意識について市民へ啓発する | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>介護保険課<br>子育て支援課            |

【基本目標2】意思決定の場への性差に偏らない参画を推進する

就学、就労、社会活動における男女平等や男女共同参画社会の構築を目指す今日、人はいかなる年齢にあっても性別を理由に行動の自由を妨げられることがあってはなりません。また、一人ひとりが性別を理由に自らの言動を抑えてしまうことのないよう努力することも大切です。特に女性の場合は、依然として主な活動領域が私的領域（あるいは家庭領域）に限られ、社会的領域（政治や経済に関わる領域）で継続的に活動したり、議会や事業所などにおいて意思決定の場に参画したりする人は一部に限られています。その結果、男女間における社会的、経済的な格差が拡大し、そのことが男女間や夫婦間の意思決定のあり方についても影響を及ぼしています。あらゆる場面において、女性の声が届きにくくなっているのです。

しかし、男女平等や男女共同参画社会の構築を実現するためには、女性がそれぞれの意思決定の場においてもクリティカルマス（決定的多数と考えられる約30%のこと）を占めることが理想です。

本市では、審議会等に女性の参画をすすめるため、審議会に占める女性委員の割合を40%にすることや女性のいない審議会数をゼロにすることを目標に取り組み、改善傾向にあります。前計画では目標達成に至りませんでした。

そのため、本市では、女性の参画を進めるために、まず各関係機関などでの女性の登用を推進します。行政機関、教育機関、事業所などのすべてがまずそのような状態にするよう改善することを目指します。併せて、女性自身が参画できる力をつけるための支援を行います。そうすることにより、性別に関わりなく一人ひとりの声を政策、教育、経済に関わる実践に生かすことが可能となるためです。

| 施策の方向                                  | 番号 | 具体的施策                                                     | 担当                              |
|----------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①審議会など意思決定の場を、性別に偏らない多様な意見交換の場とする      | -1 | 審議会などの委員は、男女いずれもが委員総数の40%以上60%以下となるようにし、女性委員のいない審議会などをなくす | 人事研修課<br>同和・人権推進課<br>審議会等所管課    |
|                                        | -2 | 審議会など委員の市民公募委員については、男女の構成比を考慮した選任を行う                      | まちづくり推進課<br>審議会等所管課             |
|                                        | -3 | 審議会などの開催時には一時保育を行うなど出席しやすい環境づくりに取り組む                      | 同和・人権推進課<br>審議会等所管課             |
| ②意思決定の場での発言の機会などを活用できる人材を育成する<br>★重点項目 | -1 | 地域活動における女性リーダーの育成を支援する                                    | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
|                                        | -2 | 男女共同参画の視点を持ち、市政やまちづくりに関わる人材を育てるための講座を行う                   | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)             |

## Ⅱ だれもが自分らしく暮らしつづけられるまち

男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成することが大きな課題となっています。

社会には、性別、年齢、国籍など様々な要素に関わる偏った考え方や意識が存在しています。「女は女らしく、男は男らしくあるべきだ」などがその典型例です。しかし、このような考え方を押し付けることは相手が大人であっても子どもであっても、相手の言動を制限していることに変わりはなく、苦しめていることすらあります。その問題は、大学進学率における男女間格差、ひとり親家庭（特に女性）の貧困、セクシュアルマイノリティ\*とされる人々が直面する問題、外国人の就学や就職をめぐる問題、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ\*など多様なかたちで表面化しています。

だれもが自分らしく暮らしつづけるためには、固定的な性別役割分担意識などによって、自分らしさを妨げられないことが重要です。次世代に男女共同参画社会を引き継ぐために、市民への啓発、次世代への教育を行います。各状況に応じた健康支援や、女性であることで複合的に困難な状況にある人々への対応も必要です。

国を挙げて男女共同参画社会の構築に努める中、本市も性別、年齢、国籍などによって不利益を被ることなく、だれもが自分らしく暮らし続けられるまちづくりを目指します。

**【基本目標3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める**

**【基本目標4】性差に配慮した健康施策を推進する**

**【基本目標5】困難を有する女性などに対する施策を推進する**

【基本目標 3】男女共同参画社会を支える市民の意識を高める

平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に“賛成する（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」をあわせたもの）」と回答した割合が 54.0%であり、前回調査結果（平成 22（2010）年度実施）と比べても大きな差異はみられず、依然として固定的性別役割分担意識が高い状況にあります（＝P. 7, 図表 3）。また、「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方に“賛成する（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」をあわせたもの）」と回答した割合が 65.4%、そう考えた理由について聞いたところ、他に比べ“賛成する”と回答した人は、「親や祖父母から言われたから」の割合が高くなっています（＝P. 8, 図表 4、P. 9, 図表 5）。

本市では学校・幼稚園・保育施設などで男女平等を推進する教育や保育の充実に取り組んできましたが、次世代に男女共同参画社会を引き継ぐためには、身近な見本として、子どもを取り巻く環境をつくる大人への啓発を充実していく必要があります。そのため、教職員や保育士、保護者などの大人への啓発を行い、「男女共生教育・基本方針」に基づく指導方法、「隠れたカリキュラム\*の問題」に気づく指導力の習得を支援します。学童や若者自身への啓発については、引き続き「伊丹市男女共生教育基本方針」、「新保育の道しるべ」、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、推進いたします。その際、性別や性的指向などに関わりなく、一人ひとりが大切な存在であることや、ライフプランを含むキャリア教育\*を実施し、性別に関わりなく経済面・生活面での自立についての教育に取り組めます。これらの取り組みについては、学校での教育が受けられない人へのサポートも必要です。

固定的性別役割分担にとらわれず、性別による不平等のない、一人ひとりが選択肢を自ら狭めず、多様な生き方を選ぶことのできる社会づくりに取り組みます。

1 すべての市民に対して男女共同参画の意識を高める

| 施策の方向             | 番号 | 具体的施策                                      | 担当                                              |
|-------------------|----|--------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ①市民へ男女平等に関する啓発を行う | -1 | 固定的な性別役割分担意識の存在、男女共同参画に関する国内外の状況などについて啓発する | 広報課<br>同和・人権推進課                                 |
|                   | -2 | 市民に対し、書籍や出前講座など、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行う     | 同和・人権推進課<br>（※拠点施設）<br>人権啓発センター<br>図書館<br>人権教育室 |
|                   | -3 | 市民に対し、ジェンダー*に関するメディア・リテラシー*についての啓発を実施する    | 同和・人権推進課<br>（※拠点施設）<br>人権啓発センター<br>公民館          |
|                   | -4 | 女性の権利や男女共同参画に関連の深い法律や制度について、啓発用資料を作成する     | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>（※拠点施設）                 |

|  |    |                                                        |                                        |
|--|----|--------------------------------------------------------|----------------------------------------|
|  | -5 | 性別による偏りがないか、セクシュアルマイノリティとされる人への配慮をしつつ、施策や事業などのニーズを調査する | 同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>関係課 |
|--|----|--------------------------------------------------------|----------------------------------------|

## 2 次世代の人々に対して男女共同参画の意識を育てる

| 施策の方向                                 | 番号 | 具体的施策                                                         | 担当                                                                    |
|---------------------------------------|----|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| ②ライフプランを含むキャリア教育・男女共生教育を支援する<br>★重点項目 | -1 | 学童や若者に対し、男女共同参画意識を高めるための啓発をする                                 | こども若者企画課<br>保育課<br>学校指導課                                              |
|                                       | -2 | 学童や若者に対し、男女の固定的な役割分担にとらわれず、働くことの意味や、様々な働き方などを選択できるキャリア教育を実施する | こども若者企画課<br>(青少年センター)<br>学校指導課                                        |
|                                       | -3 | 学童や若者に対し、ジェンダーに関するメディア・リテラシー教育を実施する                           | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>人権啓発センター<br>こども若者企画課<br>(青少年センター・児童館)<br>学校指導課 |
| ③子どもを取り巻く大人への啓発を行う<br>★重点項目           | -1 | 保護者に対してジェンダーにとらわれない子育てや男女平等について啓発する                           | 保育課<br>学校指導課<br>人権教育室<br><br>(関係団体)<br>伊丹市 PTA 連合会                    |
|                                       | -2 | 教職員や保育士に対して、固定的性別役割分担に基づかない意識づくり、男女共生教育や男女共同参画について啓発する        | 保育課<br>学校指導課<br>総合教育センター<br>人権教育室                                     |
|                                       | -3 | 教職員や保育士に対し、性の多様性に対する正しい知識の習得のため、研修を行う                         | 保育課<br>学校指導課<br>総合教育センター<br>人権教育室                                     |
|                                       | -4 | ジェンダーに影響する教育教材や慣習などを自己点検できるよう支援する                             | 同和・人権推進課<br>保育課<br>学校指導課<br>人権教育室                                     |

【基本目標 4】性差に配慮した健康施策を推進する

健康でいることは、自分らしく生きていくうえで重要なことです。男女が互いの身体的性差を理解し、尊重し合うことは、男女共同参画社会の基礎となります。

特に女性は思春期、妊娠や出産、更年期など各年代を通じて男性とは異なる様々な健康上の問題に直面する可能性があります。各状況に応じた支援を行うとともに、周囲の人々も理解し協力することが必要です。しかし、近年では働く女性の増加や核家族化、地域との関係の希薄化などにより、妊娠・出産期の女性が孤立したり、女性が検診を受診しにくいことが危惧されます。また、日本において自殺による死亡者の7割を男性が占めており、自殺による死亡者を減らすことも重要な課題です。

本市では、関係機関と連携しながら情報提供や予防教育、正しい理解のための啓発を行ってきました。平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉の認知度も、少しですが上昇しました。また取り組みにより、子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率は徐々に上昇しつつありますが、前計画の成果目標の達成には至っていません。

本市では、正しい知識を持ち、自分の命、身体を大切にできるよう、子どもや保護者を中心にリプロダクティブ・ヘルス／ライツなどに関する教育を行います。

また、自殺予防や思いがけない妊娠によるリスクの周知、各状況に応じた健康施策の推進も重要です。そのため、相談の実施や周囲への啓発、受診しやすい検診環境づくりなどの支援を行い、だれもが心身ともに健康で暮らせるよう支援していくことが必要です。

1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関連する健康施策を推進する

| 施策の方向                   | 番号 | 具体的施策                        | 担当                        |
|-------------------------|----|------------------------------|---------------------------|
| ①性・生殖に関する自己決定についての教育を行う | -1 | 子どもの発達段階をふまえ体系的な性教育を実施する     | 学校指導課<br>保健体育課            |
|                         | -2 | 保護者へリプロダクティブ・ヘルス／ライツについて啓発する | 学校指導課<br>保健体育課            |
|                         | -3 | 若年の思いがけない妊娠予防・性感染症予防の方法を啓発する | 健康政策課<br>こども若者企画課<br>伊丹病院 |
|                         | -4 | 子どもたちに命の大切さに関する教育を行う         | 保育課<br>学校指導課<br>保健体育課     |

2 性差にまつわる健康施策を推進する

| 施策の方向          | 番号 | 具体的施策                                        | 担当            |
|----------------|----|----------------------------------------------|---------------|
| ②生涯を通じた健康支援を行う | -1 | 女性の生涯を通じておこる特徴的な疾患や兆候に関する予防・早期発見・相談先の情報を提供する | 健康政策課<br>伊丹病院 |

|                      |    |                                              |                                    |
|----------------------|----|----------------------------------------------|------------------------------------|
|                      | -2 | 更年期・高齢期・小さな子どものいる女性が受診しやすい健（検）診環境をつくる        | 健康政策課                              |
|                      | -3 | 飲酒・喫煙・薬物乱用・過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について啓発を行う      | 健康政策課<br>保健体育課<br>少年愛護センター<br>伊丹病院 |
| ③妊娠・出産・産後に関する健康を支援する | -1 | 妊娠から育児までの切れ目のない支援をする                         | 健康政策課<br>保育課<br>子育て支援課<br>こども家庭課   |
|                      | -2 | 思いがけない妊娠の相談窓口の広報を行う                          | 健康政策課                              |
|                      | -3 | 産後うつに対する早期発見・相談・ケアなどの支援を行う                   | 健康政策課<br>子育て支援課<br>伊丹病院            |
|                      | -4 | 妊娠・出産期の女性の家族や周囲の人に対して、妊娠や育児にまつわる知識を得る機会を提供する | 健康政策課<br>伊丹病院                      |
|                      | -5 | 妊産婦の飲酒や喫煙、周囲の喫煙が与える影響について啓発する                | 健康政策課<br>伊丹病院                      |
| ④自殺予防のための支援を行う       | -1 | 男性・思春期・更年期女性の自殺防止の取り組みについて支援する               | 健康政策課                              |

**【基本目標 5】 困難を有する女性などに対する施策を推進する**

ひとり親家庭は両親家庭に比べると収入が少ないことが知られています。特に離死別が原因で貧困化するのは多くの場合に女性であり、母子家庭の貧困も深刻です。働いている母子家庭の母親の割合は、先進諸国の中でも類を見ないほど高いにも関わらず、低賃金の職に就かざるを得ない人が多いため、就労収入が低くとどまっています。その結果、子どもが受けられる教育が限られてしまい、いわゆる「教育機会の不平等」の問題も生じています。

障がい者については、平成 28（2016）年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障害の有無に関わらず、それぞれが人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が目指されています。本市も、障害の有無に関わらずだれもが社会活動に参画しやすい環境を整備していくと同時に、周囲の人がその必要性を認識し、積極的に支援しようとする体制づくりが必要です。

外国人については、言語・文化・生活習慣の違いによる孤立や近隣住民との摩擦の問題、就学や就業の問題、情報へのアクセスの問題など解決しなければならない問題が山積しています。本市においても、平成 26（2014）年 3 月末現在で、3,106 名（全人口の 1.6%）が居住しており、出身国も 44 カ国にのびります。社会がグローバル化する中、市を挙げてこのような問題の解決に積極的に取り組み、次世代に問題を継承しないよう努力しなければなりません。

この他にも、セクシュアルマイノリティ、被災経験者、同和地区出身者に関わる問題もあります。また、これらの問題が複合的に絡み合うことで、社会的に排除される人が出てくる、いわゆる「社会的排除問題」にも対応しなければなりません。特に、女性は、女性であるがゆえに様々な困難に直面している可能性があり、早急な対応が必要です。

性別、年齢、障害の有無、人種、国籍を問わず、だれもが暮らしやすい、多様性を認め合う共生社会の実現に向けた取り組みを行います。

**1 ひとり親家庭に対する施策を推進する**

| 施策の方向          | 番号 | 具体的施策                        | 担当                                                                |
|----------------|----|------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| ①ひとり親家庭への支援を行う | -1 | ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減するための相談事業を行う | 自立相談課<br>健康政策課<br>保育課<br>子育て支援課<br>こども家庭課<br>総合教育センター<br>少年愛護センター |
|                | -2 | 相談にあたる職務関係者の資質向上に取り組む        | 自立相談課<br>健康政策課<br>保育課<br>子育て支援課<br>こども家庭課<br>総合教育センター<br>少年愛護センター |

|  |    |                                       |                                                                                                      |
|--|----|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | -3 | 子育てや生活に関する情報について、発信方法を工夫し、提供する        | 健康政策課<br>こども若者企画課<br>保育課<br>子育て支援課<br>こども家庭課                                                         |
|  | -4 | ひとり親家庭への教育支援や心理的支援、経済的支援、就労支援、住宅支援を行う | 自立相談課<br>後期医療福祉課<br>子育て支援課<br>こども家庭課<br>住宅政策課<br>学校指導課<br>学事課<br>総合教育センター<br><br>(関係団体)<br>伊丹公共職業安定所 |

## 2 障がい者・外国人、その他困難を有する女性に対する施策を推進する

| 施策の方向                       | 番号 | 具体的施策                                          | 担当                                         |
|-----------------------------|----|------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ②障がい者・外国人に情報が届くよう支援する       | -1 | 広報紙やホームページなど、様々な方法での情報提供を行う                    | 国際・平和課<br>障害福祉課                            |
|                             | -2 | 公共施設・住宅・道路・公園・市バスなどのバリアフリー化*、ユニバーサルデザイン化*を実施する | 公園課<br>営繕課<br>住宅政策課<br>道路建設課<br>施設課<br>交通局 |
| ③困難を有する女性への相談を実施する<br>★重点項目 | -1 | フェミニストカウンセラーによる女性相談を充実する                       | 同和・人権推進課                                   |
|                             | -2 | 女性弁護士による女性のための法律相談を充実する                        | 同和・人権推進課                                   |

## 3 セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための施策を推進する

| 施策の方向                                 | 番号 | 具体的施策                                          | 担当                            |
|---------------------------------------|----|------------------------------------------------|-------------------------------|
| ④だれもが自分の性を生きることができるよう市民への啓発を実施する      | -1 | 市民に対して、性の多様性について啓発する                           | 同和・人権推進課<br>人権啓発センター<br>人権教育室 |
| ⑤セクシュアルマイノリティとされる人が生きやすくなるための社会づくりを行う | -1 | セクシュアルマイノリティと感じている人々や取り巻く人たちが適切な相談先につながるよう支援する | 同和・人権推進課<br>人権啓発センター<br>人権教育室 |
|                                       | -2 | だれもが利用しやすい、「だれもが使えるトイレ」を整備するなど、性差に関する場所について見直す | 営繕課<br>施設課                    |
|                                       | -3 | 公文書等の不必要な性別表記の見直しを行う                           | 同和・人権推進課<br>全所属               |

### Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

だれもが安心して過ごすためには、安全が守られることが必要です。特に、暴力により生命・身体を脅かされないこと、自然災害等へ備えることは重要な課題です。

女性への暴力をはじめ、弱者・少数者への暴力が大きな問題となっています。中でも、配偶者やパートナーからの暴力（DV）、恋人からの暴力（デートDV）、セクシュアル・ハラスメントや性暴力などは、固定的性別役割分担意識や女性差別に根差した構造的問題が背景に潜んでいる場合があります。特に配偶者からの暴力においては、被害者のみならず暴力を目撃した子どもにも深刻な影響を与えます。子どもへの影響を考えると、未来のためにも暴力を許さない社会を構築することが急務です。そのためには、暴力の原因でもある固定的性別役割分担意識や女性への差別意識を撤廃する必要があります。

また、近年多く発生している自然災害等への備えも重要な課題です。阪神・淡路大震災から20年以上が経過し、地震を経験していない世代も増えてきている中、東日本大震災をはじめ発生した多くの自然災害より、災害時には女性や子ども、障がい者など社会的に弱い立場にある人たちがたちまち困難な状況に陥ることが分かってきました。災害時の性被害もそのひとつです。これらに対処するためには、普段から男女共同参画の視点に立ち、災害へ備えることが必要です。

**【基本目標6】 女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する**

**【基本目標7】 男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する**

【基本目標6】女性への暴力をはじめとするあらゆる暴力を根絶する

配偶者やパートナーからの暴力（DV）、恋人からの暴力（デートDV）、各種ハラスメント、性暴力などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、DVについて、自分が配偶者や交際相手から暴力を受けたことが“ある（「何度もあった」「1、2度あった」）”と回答した女性の割合は 30%、回答女性の約 3 人に 1 人が暴力を受けたことがあるという結果が出ています（＝P. 19, 図表 1 6）。また、セクシュアル・ハラスメントの被害にあったことが「ある」と回答した人の割合は 9.1%（＝P. 18, 図表 1 4）、被害にあった場面については「職場」が 67.4%と最も高い結果でしたが、その他にも、「学校」10.0%、「地域」8.6%、「お客さま・利用者など」9.6%という割合でした（＝P. 18, 図表 1 5）。

女性をはじめ、弱者・少数者に対する暴力の根絶は、男女共同参画社会の形成にとって重要な課題です。

市では、DV・デートDVへの対応として、相談体制の充実や、若年層への暴力を生まないための予防教育・啓発など、「伊丹市DV防止・被害者支援計画」を実施いたします。また、あらゆる暴力の根絶に向け、まだ相談先を知らない人への情報提供を行うとともに、様々な立場で相談に来られる人への配慮ができるよう、相談を受ける立場の職員などへの研修を行います。

これらの取り組みを通じて、あらゆる暴力・ハラスメントを許さない環境づくりに取り組みます。

1 ドメスティック・バイオレンスを根絶する

| 施策の方向                                           | 番号 | 具体的施策                 | 担当              |
|-------------------------------------------------|----|-----------------------|-----------------|
| ①「伊丹市DV防止・被害者支援計画」を着実に実施する<br>★重点項目             | -1 | 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる | 同和・人権推進課<br>関係課 |
| ②「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に基づいた若年層からのデートDV防止の教育・啓発を実施する | -1 | 「伊丹市DV防止・被害者支援計画」に準ずる | 同和・人権推進課<br>関係課 |

## 2 セクシュアル・ハラスメントなどの暴力を根絶する

| 施策の方向                    | 番号 | 具体的施策                                                 | 担当                                                            |
|--------------------------|----|-------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| ③ハラスメントの被害者に対する支援を実施する   | -1 | ハラスメントに関するカウンセリングを実施する                                | 同和・人権推進課                                                      |
|                          | -2 | ホームページなどを通じて相談窓口について情報提供する                            | 同和・人権推進課                                                      |
|                          | -3 | 相談を受ける職務関係者にハラスメント被害についての相談場所の情報提供を行う                 | 市民相談課<br>同和・人権推進課<br>商工労働課                                    |
| ④ハラスメント防止の啓発を行う<br>★重点項目 | -1 | ハラスメントに関する雇用管理上の配慮などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ啓発する    | 同和・人権推進課<br>商工労働課<br><br>(関係団体)<br>伊丹商工会議所<br>伊丹公共職業安定所       |
|                          | -2 | セクシュアル・ハラスメント防止について地域で活動する団体や自治会に啓発する                 | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>公民館<br>社会福祉協議会 |
|                          | -3 | 妊産婦へのハラスメントや職場におけるハラスメントなど、言動による様々なハラスメント防止に向けての啓発を行う | 同和・人権推進課<br>商工労働課<br><br>(関係団体)<br>伊丹商工会議所<br>伊丹公共職業安定所       |

## 3 性暴力を防止する

| 施策の方向                              | 番号 | 具体的施策                                                            | 担当                                       |
|------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ⑤性暴力・リベンジポルノ・ストーカー行為などへの防止について啓発する | -1 | 売買春や児童買春など性を商品化する行為や性犯罪、リベンジポルノ*、ストーカー行為*などについて、人権尊重の視点に立った啓発を行う | 同和・人権推進課                                 |
|                                    | -2 | 全国にある性暴力被害者の支援を行うセンターの情報を職務関係者に提供する                              | 同和・人権推進課<br>伊丹病院<br><br>(関係団体)<br>伊丹市医師会 |
| ⑥子どもへの性暴力の防止のために啓発する<br>★重点項目      | -1 | 子どもの虐待に関する相談体制の充実に取り組む                                           | こども家庭課                                   |
|                                    | -2 | 要保護児童対策地域協議会において、子どもの性暴力被害について早期発見・早期対応する                        | こども家庭課<br>関係課                            |
|                                    | -3 | 学校や地域と連携し、子どもへの犯罪を防ぐためのパトロールなどを実施する                              | 都市安全企画課<br>少年愛護センター                      |
|                                    | -4 | 子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習（CAP講習など）を行う                        | 保健体育課                                    |

### Ⅲ 性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち

#### 【基本目標 7】男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

わが国では、地震のほか、暴風、洪水、津波、地滑りなど様々な自然災害が発生します。そのため、本市をはじめとする行政機関は、長らくの間、昭和 36（1961）年に制定された災害対策基本法に従い、行動してきました。しかし、平成 23（2011）年に発生した東日本大震災は、それまでの防災対策に多くの教訓を示しました。それらの教訓のひとつとして、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、大規模な災害が発生した場合は、災害対策の根幹として、予防対策、応急対策、復旧・復興対策などの一連の取組を通じて可能な限り被害の程度を最小限にとどめる「減災」の考え方を徹底することが重要視されるようになりました。平成 27（2015）年度に実施した市民意識調査では、「日頃から地域において妊産婦や高齢者、障がいのある人、子ども、外国人など避難に助けがいる人の把握」の割合が最も高く（＝P. 25, 図表 2 3）、防災意識の高まりが感じられます。

地震をはじめとする自然災害はいつ発生するかわからないにも関わらず、被害の程度が大規模になる可能性があることは周知のとおりです。女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人は、概して社会的に弱い立場にありますが、災害発生を機にその状況が一層深刻化することが明らかになっています。特に女性は、女性であるがゆえにより一層の困難に見舞われる可能性があり、昨今相次いだ地震ではまさにその点が指摘されてきました。そのため、男女共同参画の視点に立った災害対策が急務となっています。

本市では、市民への防災啓発事業などに取り組んでいますが、防災会議における女性委員の割合の増加など、防災の分野における更なる女性の参画が必要です。そのため、政策・計画に男女共同参画の視点を入れること、深刻化しやすい女性などへの支援、地域における防災に男女共同参画の視点を推進することに取り組みます。

#### 1 政策・計画において男女共同参画の視点を充実する

| 施策の方向                         | 番号 | 具体的施策                                           | 担当    |
|-------------------------------|----|-------------------------------------------------|-------|
| ①防災における政策・方針決定の場への性別による偏りをなくす | -1 | 伊丹市の防災計画（避難所の計画も含む）に関連する会議の女性委員の割合 30% を目標に取り組む | 危機管理室 |
| ②地域防災計画において男女共同参画に必要な施策を盛り込む  | -1 | 地域防災計画で妊産婦・乳児のための避難場所を設置する                      | 危機管理室 |

## 2 災害時において女性に配慮した対策を充実する

| 施策の方向                            | 番号 | 具体的施策                                                                                                                                                                                                   | 担当                            |
|----------------------------------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ③各種防災マニュアルに男女共同参画の視点が反映されるよう支援する | -1 | 避難所運営マニュアルや地域の防災マニュアルにおいて男女共同参画の視点が反映されるよう情報提供する                                                                                                                                                        | 危機管理室<br>まちづくり推進課<br>同和・人権推進課 |
|                                  | -2 | 避難所運営マニュアルにおいて男女共同参画に関する以下の点について明記する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性別に偏らない適正な役割分担</li> <li>・ 男女双方をリーダーとする</li> <li>・ 女性へのトイレや更衣に関する配慮</li> <li>・ 掲示物の内容の取り決め</li> <li>・ DV被害者への配慮</li> </ul> | 危機管理室                         |
| ④避難所運営時において男女共同参画の視点が反映されるよう支援する | -1 | 避難所運営マニュアルにおける男女共同参画の視点の配慮が守られるよう避難所運営者とともに考える                                                                                                                                                          | 危機管理室                         |
|                                  | -2 | 妊産婦・乳児など避難所での生活に困難を生じる人に対し、専用の避難場所の情報を提供する                                                                                                                                                              | 危機管理室                         |
| ⑤男女共同参画の拠点施設において災害に対する支援を行う      | -1 | 平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対しての相談窓口や予防方法について情報提供する                                                                                                                                                           | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)           |
|                                  | -2 | 災害時には女性のための相談窓口を開設する                                                                                                                                                                                    | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設)           |

## 3 市民・支援者に対する男女共同参画の視点に立った災害の取り組みを推進する

| 施策の方向                               | 番号 | 具体的施策                                                                                                       | 担当                           |
|-------------------------------------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| ⑥災害に携わる女性の割合を増やす                    | -1 | 女性の消防団員数を維持しつつ、採用について働きかけを行う                                                                                | 消防局                          |
|                                     | -2 | 地域の災害に関する女性リーダーを育成する                                                                                        | 危機管理室<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
| ⑦災害時に必要な備えについて啓発する<br>★重点項目         | -1 | 自助の必要性について、特に女性や子育て世代、妊産婦などに、情報提供する                                                                         | 危機管理室<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
|                                     | -2 | 女性や子育て世代、親が就労している子ども、妊産婦などの避難について、地域における共助の必要性を情報提供する                                                       | 危機管理室<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
| ⑧職員に対し災害の取り組みにおける男女共同参画の視点の必要性を啓発する | -1 | 主要な担当課や部局と企画の段階から連携する <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訓練（地域防災訓練、庁内防災訓練）</li> <li>・ 出前講座</li> </ul> | 危機管理室<br>同和・人権推進課            |
|                                     | -2 | 災害時や復興時の男女共同参画の視点について職員に対して研修を実施する                                                                          | 危機管理室<br>同和・人権推進課            |

## Ⅳ 計画の着実な推進

本計画の推進にあたっては、市役所のあらゆる部署において男女共同参画の重要性を認識し、全庁的かつ総合的に取り組む必要があります。また、本市だけでは男女共同参画社会の実現は難しく、市民、市民団体をはじめとする様々な団体、関係機関、事業所、他の地方自治体、県や国などとの連携が必要です。具体的には、必要な情報の提供や共有を行うことや、啓発事業などについて、各団体との連携と協働によって推進することが挙げられます。

また、男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、計画を着実に推進するために、本市が、まず事業主として、率先して取り組むことが必要です。具体的な実施方法としては、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立します。また、毎年、それぞれの職場でPDCAサイクル\*を活用しつつ、自ら点検作業を行います。さらに、計画の進捗状況については、男女共同参画施策市民オンブードによる調査などを実施し、市民の視点でのチェックを継続的に実施します。

市役所のあらゆる部署、拠点施設だけでなく市民や地域団体、事業所とも連携し、男女共同参画社会を目指します。

### 【基本目標8】連携と協働により計画を推進する

【基本目標 8】連携と協働により計画を推進する

男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、本計画を着実に推進するために、市民団体をはじめとする様々な団体、事業所などとの連携と協働により取り組みます。

本市としては、まず事業主として、「伊丹市特定事業主行動計画」を着実に実施します。

また、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れることができるよう、協力体制を確立します。さらに、毎年、それぞれの職場でPDCAサイクルを活用しつつ、自ら点検作業を行います。

拠点施設においては、男女共同参画社会づくりの推進役として、適切な情報発信や、相談事業、学習機会の提供を行い、市民が安心して情報を得られる場になるよう機能を充実させていきます。

計画の進捗状況については、男女共同参画施策市民オンブードによる調査などを実施し、市民の視点でのチェックを継続的に実施します。

1 庁外と連携や協働により計画を推進する

| 施策の方向                        | 番号 | 具体的施策                                                                       | 担当                                                                                              |
|------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①市民や様々な団体などと連携・協働する<br>★重点項目 | -1 | PTA・自治会・NPO・子育てサークル・登録グループなど地域活動に関わる様々な団体や人々との連携・協働により、地域における男女共同参画について啓発する | まちづくり推進課<br>同和・人権推進課<br>同和・人権推進課<br>(※拠点施設)<br>地域・高年福祉課<br>社会福祉協議会<br><br>(関係団体)<br>伊丹市 PTA 連合会 |
|                              | -2 | 市民や団体と協働していくために男女共同参画推進委員会を設置する                                             | 同和・人権推進課                                                                                        |

2 庁内推進体制を充実する

| 施策の方向                                | 番号 | 具体的施策                                                                                          | 担当                                 |
|--------------------------------------|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| ②事業主として「事業主行動計画」に基づく取組を実施する<br>★重点項目 | -1 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律並びに、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に示した目標達成のため、計画に基づく取り組みを実施するとともに、指標の実績値を公表する | 人事研修課                              |
|                                      | -2 | 女性の採用や、昇任への意欲喚起など女性の活躍推進に向けた取り組みを実施する                                                          | 人事研修課<br>職員課<br>総合教育センター<br>他計画関係課 |
| ③庁内の連携体制を強化する<br>★重点項目               | -1 | 伊丹市男女共同参画推進本部を中心とし、庁内の連携のもと、着実な計画の推進を行う                                                        | 同和・人権推進課<br>関係課                    |

|               |    |                                                                                |                          |
|---------------|----|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
|               | -2 | 市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行う。また、必要に応じて同指針を見直す                        | 広報課<br>同和・人権推進課<br>関係課   |
|               | -3 | 各課の事業において、男女共同参画の視点が盛り込まれているか確認するため、各課に男女共同参画リーダーを配置する                         | 同和・人権推進課<br>全所属          |
|               | -4 | 職員研修において、固定的な性別役割分担意識の見直しやハラスメント・暴力・男女平等について階層や職種などに対応した研修を実施する                | 人事研修課<br>同和・人権推進課        |
|               | -5 | 市の指定管理者や委託事業者などに対して、積極的に男女共同参画についての出前講座や資料などの情報を提供する                           | 同和・人権推進課<br>関係課          |
| ④計画の進捗状況を調査する | -1 | 進捗状況について毎年1回各課で自己点検を行う                                                         | 関係課                      |
|               | -2 | 本計画の着実な推進のため、男女共同参画施策市民オンブードによる提言を積極的に施策に反映する                                  | 同和・人権推進課<br>関係課          |
|               | -3 | 男女平等や男女共同参画に関する市民の意識や実態などについて平成32年度に調査を行う                                      | 同和・人権推進課                 |
|               | -4 | 入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況、女性の役員率などについてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究する | 契約・検査課<br>同和・人権推進課       |
|               | -5 | 職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を行う                                               | 同和・人権推進課<br>職員課<br>人権教育室 |
| ⑤県や近隣自治体と連携する | -1 | 男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望する                                          | 同和・人権推進課                 |
|               | -2 | 近隣市の先進事例などの情報を収集し、連携を行う                                                        | 同和・人権推進課                 |

### 3 男女平等を推進する拠点施設の機能を充実する

| 施策の方向              | 番号 | 具体的施策                                         | 担当                  |
|--------------------|----|-----------------------------------------------|---------------------|
| ⑥男女共同参画の拠点機能の充実を図る | -1 | 女性の不安や悩み、様々な暴力に対して相談機能を充実する                   | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
|                    | -2 | 男女共同参画の視点を持った人材発掘・育成などの講座やグループ活動の支援、情報提供を実施する | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
|                    | -3 | 男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化する    | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |

|  |    |                                                   |                     |
|--|----|---------------------------------------------------|---------------------|
|  | -4 | 指定管理者としての自己点検評価を毎年、市に提出する                         | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
|  | -5 | 平常時から、災害時の女性の不安や悩み、暴力に対しての相談窓口や予防方法について情報提供する（再掲） | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |
|  | -6 | 災害時に女性のための相談窓口を開設する<br>(再掲)                       | 同和・人権推進課<br>(※拠点施設) |

## 数値目標

\* の目標数値は次回市民意識調査時に把握、それ以外の項目は毎年度目標数値達成を目指す

| 項目                       |                                                                  | 性質 | 現状数値<br>(27 年度)       | 目標数値<br>(33 年度)            | 担 当                               |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|----|-----------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| Ⅰ性別に関わりなくともに活躍できるまち      | 市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計） | ↑  | 42.7%                 | 50%*                       | 同和・人権推進課                          |
|                          | 市民意識調査における「雇用の機会や職場での賃金・待遇」における男女の地位が平等だと考える割合                   | ↑  | 8.7%                  | 30%*                       | 同和・人権推進課                          |
|                          | 「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数                                            | ↑  | 1,133 人               | 1,300 人                    | 同和・人権推進課                          |
|                          | 女性・児童センター登録グループ数                                                 | ↑  | 71 グループ               | 85 グループ                    | 同和・人権推進課                          |
|                          | 市政やまちづくりに関わる女性の人材育成のための講座の実施回数                                   | ↑  | 1 回                   | 1 回以上／年度                   | 同和・人権推進課                          |
|                          | 自治会長に占める女性の割合                                                    | ↑  | 19.8%                 | 20%                        | まちづくり推進課                          |
|                          | 審議会などに占める女性委員の割合                                                 | ↑  | 33.6%<br>(H28.4.1 現在) | 40%                        | 同和・人権推進課                          |
|                          | 女性のいない審議会等数                                                      | ↓  | 8<br>(H28.4.1 現在)     | 0 件                        | 同和・人権推進課                          |
| Ⅱだれもが自分らしく暮らしつつげられるまち    | 教育・保育に携わる人が男女共同参画についての研修を受講する回数                                  | ↑  | —                     | 1 回以上／年度                   | 学校指導課<br>総合教育センター<br>人権教育室<br>保育課 |
|                          | 中高生における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）    | ↑  | 参考値①<br>(50.8%)       | 60%                        | 学校指導課<br>人権教育室                    |
|                          | 女性のための法律相談の相談件数                                                  | ↑  | 56 件                  | 72 件                       | 同和・人権推進課                          |
|                          | 市民意識調査における「全体として男女の地位」が平等だと考える割合                                 | ↑  | 16.3%                 | 25%*                       | 同和・人権推進課                          |
| Ⅲ性別に関わりなく、だれもが安全で安心できるまち | 「伊丹市DV相談室」の相談件数                                                  | ↑  | 706 件                 | 800 件                      | 同和・人権推進課                          |
|                          | 交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した 10 代の割合                            | ↓  | 参考値②<br>(11.5%)       | 0%                         | 同和・人権推進課                          |
|                          | 市民意識調査におけるセクハラ被害にあったことが「ある」と回答した割合                               | ↓  | 9.1%                  | 5%*                        | 同和・人権推進課                          |
|                          | 男女共同参画の視点による防災講座の実施回数                                            | ↑  | 1 回                   | 1 回／年度                     | 同和・人権推進課                          |
| Ⅳ計画の着実な推進                | 市民や様々な団体に対し男女共同参画を啓発した回数                                         | ↑  | —                     | 2 回／年度                     | 同和・人権推進課                          |
|                          | 採用者における技術職員の女性割合（※）                                              | ↑  | 33.3%                 | 現在の水準維持                    | 人事研修課                             |
|                          | 課長相当職以上に占める女性の割合（※）                                              | ↑  | 20%                   | 20%以上の水準維持                 | 人事研修課                             |
|                          | 係長相当職以上に占める女性の割合（※）                                              | ↑  | 32.5%                 | 32.5%以上の水準維持               | 人事研修課                             |
|                          | 男性職員の育児休業取得率（※）                                                  | ↑  | 8.3%<br>(H26 年度)      | 5%以上を維持し、H32 年度末までに 13% 以上 | 人事研修課                             |
|                          | 育児参加休暇の取得率（※）                                                    | ↑  | 28.3%<br>(H26 年度)     | H32 年度末までに 35%以上           | 人事研修課                             |
|                          | 男女共同参画に関する職員研修の受講者の理解度割合（大変理解が深まったの回答割合）                         | ↑  | 49%<br>(H28 年度)       | 60%                        | 同和・人権推進課                          |
|                          | 拠点施設の講座などの参加者数                                                   | ↑  | 3,997 人               | 4,400 人                    | 同和・人権推進課                          |

参考値①：平成 27 年度市民意識調査における「男は仕事、女は家事・育児」という考え方に反対する 10 代の割合（「賛成しない」「どちらかといえば賛成しない」の合計）

参考値②：市民意識調査における配偶者や交際相手からいづれかの暴力を受けたことが「ある」と回答した 10 代の割合

（※）：伊丹市特定事業主行動計画（68 ページ参照）における数値目標